

総務省組織規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、令和7年度機構・定員査定結果等を踏まえ、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
行政評価局	行政相談企画課行政相談企画官(1)（新設）	第19条
	行政相談連携特別研究官(1)（振替新設）	第20条
自治行政局	住民制度課デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室（所掌事務変更）	第22条
	住民制度課サイバーセキュリティ対策室（新設）	第22条及び附則第11条
総合通信基盤局	電波部電波政策課電波利用料企画室電波行政DX推進官(1)（新設）	第61条
統計局	統計情報利用推進課調査官(1)（振替廃止）	第69条
政策統括官	統計企画管理官付企画官(1)（振替廃止）	第75条

上記のほか、所要の改正を行う。

3 公布日

令和7年4月1日

4 施行期日

公布の日から施行